

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一 次に掲げる事業の種類の内、いずれかに該当する一の事業であること。

イ〜ニ（略）

ホ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事業の事業

ヘ〜ワ（略）

二（略）

3〜5（略）

（評価書の作成）

第二十一条（略）

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。）同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二・三（略）

2（略）

(対象事業の実施の制限)

第三十一条 (略)

2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3・4 (略)

○ 環境影響評価法施行令 (平成九年政令第三百四十六号) (抄)

(第一種事業)

第一条 環境影響評価法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓(同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。)を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

(免許等に係る法律の規定)

第三条 法第二条第二項第二号イの法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類(第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類)の細分を含む。)ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(第二種事業)

第七条 法第二条第三項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

(法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等)

第十三条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 法第二十一条第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

三 (略)

(法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等)

第十八条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- 三 (略)

別表第一（第一条、第三条、第六条関係）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
一～四 (略)  五 法第二条第二項第一号ホに掲げる事業の種類	(略)  イ 出力が三万キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰 <small>せき</small> が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰 <small>せき</small> の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダム	(略)  出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業（この項の口の第二欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の設備にダム又は堰 <small>せき</small> が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰 <small>せき</small> の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその	(略)  電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項

<p>ハ 出力が三万キロワット以上で</p>	<p>ロ 出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設置の工事が大規模ダム新築又は大規模堰新築若しくは大規模堰改築（以下「大規模ダムの新築等」という。）を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるものに限る。）</p>	<p>の新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）</p>
<p>出力が二万二千五百キロワット以</p>		<p>事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）</p>

<p>ある発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）</p>	<p>上三万キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（この項の二の第二欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）</p>
<p>ニ 出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発</p>	

<p>電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事が大規模ダム新築等を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行なおうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるものに限る。）</p>	<p>ホ 出力が十五万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業</p>	<p>へ 出力が十五万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業</p>	<p>ト 出力が一萬キロワット以上で</p>
	<p>出力が十一万二千五百キロワット以上十五万キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業</p>	<p>出力が十一万二千五百キロワット以上十五万キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業</p>	<p>出力が七千五百キロワット以上一</p>



<p>六十三 (略)</p>						
<p>(略)</p>	<p>ある火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>	<p>チ 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業</p>	<p>リ 原子力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>ヌ 発電設備の新設を伴う原子力発電所の変更の工事の事業</p>	<p>ル 出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>ヲ 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業</p>
<p>(略)</p>	<p>万キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>	<p>出力が七千五百キロワット以上一キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業</p>			<p>出力が七千五百キロワット以上一キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>出力が七千五百キロワット以上一キロワット未満である風力発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業</p>
<p>(略)</p>						

別表第二（第十三条関係）

対象事業の区分		事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
一〜十	(略)	(略)	(略)
十一	別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルドムの別		
	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
十二	別表第一の五の項のホ又はヘに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別		
	燃料の種類		
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別		

<p>十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p> <p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>十四 別表第一の五の項のリ又はヌに該当する対象事業</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p> <p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>と。</p> <p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>十五 別表第一の五の項のル又はロに該当する対象事業</p>	<p>発電所の出力</p> <p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>十六、十九 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>別表第三 (第十八条関係)</p>		
<p>対象事業の区分</p>	<p>事業の諸元</p>	<p>手続を経ることを要しない変更の要件</p>
<p>一、十 (略)</p> <p>十一 別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業</p>	<p>(略)</p> <p>発電所又は発電設備の出力</p> <p>ダムの貯水区域の位置</p> <p>堰の湛水区域の位置</p>	<p>(略)</p> <p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。</p> <p>新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十</p>

ダムコンクリートダム又はフィ ルダムの別	パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。
発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
原動力についての汽力、ガスター ビン、内燃力又はこれらを組み合 わせたものの別	
燃料の種類	
冷却方式についての冷却塔、冷却 池又はその他のものの別	
年間燃料使用量	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。
ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
温排水の排出先の水面又は水中の	

十二 別表第一の五の項のホ又はヘに該当する対象事業

	別 放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。
十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力 対象事業実施区域の位置 冷却塔の高さ 蒸気井又は還元井の位置	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。
十四 別表第一の五の項のリ又はヌに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力 対象事業実施区域の位置 温排水の排出先の水面又は水中の別 放水口の位置	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 放水口が百メートル以上移動しないこと。
十五 別表第一の五の項のル又はヲに該当する対象事業	発電所の出力 対象事業実施区域の位置 発電設備の位置	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。 更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 発電設備が百メートル以上移動しないこと。
十六〜十九 (略)	(略)	(略)